

第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標

環境報告に開示する「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標は、以下の項目です。本章では、それぞれの基本的な考え方や記載する具体的な情報・指標等について解説します。

1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等
 - (1) 環境配慮の方針
 - (2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等
2. 組織体制及びガバナンスの状況
 - (1) 環境配慮経営の組織体制等
 - (2) 環境リスクマネジメント体制
 - (3) 環境に関する規制等の遵守状況
3. ステークホルダーへの対応の状況
 - (1) ステークホルダーへの対応
 - (2) 環境に関する社会貢献活動等
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況
 - (1) バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等
 - (2) グリーン購入・調達
 - (3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等
 - (4) 環境関連の新技术・研究開発
 - (5) 環境に配慮した輸送
 - (6) 環境に配慮した資源・不動産開発／投資等
 - (7) 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル

1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等

【重要視点2】

環境配慮の取組を行うにあたって設定・立案した環境配慮の方針、ビジョン及び戦略等について、記載します。

(1) 環境配慮の方針

事業活動における環境配慮の取組を行うにあたって制定した環境配慮の方針を、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 環境配慮の方針

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 環境配慮の方針の制定時期、制定方法
- 制定した背景等に関するわかりやすい説明
- 全体的な経営方針等との整合性及び位置付け
- 同意する（遵守する）環境に関する憲章、協定等の名称と内容

【記載にあたっての留意点】

- (i) 事業活動における環境配慮の方針を記載するだけでなく、その説明資料として、事業特性等に応じて、どのような環境負荷があり、どのような事業活動における環境配慮の取組が必要か等、環境配慮の方針を策定した背景や理由を記載していることが望まれます。
- (ii) 社会的責任及び環境配慮への取組に関して事業者が採択・署名等した憲章や行動原則等について記載することも有用です。例えば、国連グローバル・コンパクト、国連ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けての宣言書、責任投資原則（PRI）、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）などがあります。

解説

環境配慮の方針は、環境配慮経営の基本的な方針や基礎となる考え方を示すものです。そのため、自らの事業活動に対応した具体的な内容で、かつ経営方針、経営責任者の緒言などと整合する形で、全従業員に浸透することを目的として制定されることが望まれます。また、事業内容や製品・サービスの特性や規模、また事業活動に伴う重要な環境負荷等に対応したものであることが必要です。

また、事業活動における環境配慮の方針は、事業活動のバリューチェーン全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが必要です。

さらに、事業活動における環境配慮の方針は、環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画等、国や地方公共団体の環境政策の方向性を踏まえて作成することが期待されます。

(2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等

経営責任者が認識した環境配慮経営の重要な課題とその戦略的対応について、環境への影響等や規制動向等の背景情報と関連付けて、説明します。

具体的には、事業活動に伴って発生する環境負荷に起因する事業機会やリスクの内容と事業活動への影響、特定された重要な課題、その課題を踏まえたビジョン、事業戦略、計画等について、記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 重要な課題（環境への影響等との関連を含む）
- イ. 環境配慮のビジョン、事業戦略及び計画
- ウ. その他、関連して記載する事項

- ・ 主要な環境配慮型の製品・サービスの内容（事業分野等）
- ・ 規制動向等の背景情報
- ・ 事業機会とリスクの内容と事業活動への影響
- ・ 想定期間と将来見通し

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 中長期における目標値（KPI）と達成状況
 - ・ 中長期目標値（制定時期、基準とした時期、対象期間及び目標時期）
 - ・ 基準とした時期のデータ
 - ・ 目標の対象期間末までの達成状況
- その他、関連する情報・指標
 - ・ ステークホルダーへの対応から重要と判断された事項
 - ・ 事業・地域セグメントとの関連性
- 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況（第7章参照）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 重要な課題については、認識した事業上の機会やリスクとの関係が分かるように、環境負荷の発生状況などに関連させて記載します。また、課題を認識するに至った経緯（過去の事象やステークホルダーからの要請など）を併記することも有用です。
- (ii) 環境への影響のみならず、関連する経済・社会に係る影響やバリューチェーン全体も含め、重要な課題を網羅的に把握していることが分かるよう記載することが期待されます。
- (iii) 経営全体との関連性が分かるように記載することが期待されます。
- (iv) 将来に関する事項を記載する場合には、将来に関する情報である旨及び利用にあたっての留意事項等を記載する必要があります。

解説

気候変動や資源制約のような重要な環境課題は、対応できなければリスクとなり、他者より優位に課題に対応すれば、収益獲得の機会要因ともなります。そして、このような事業環境下においては、環境課題に関わるリスクと機会に対する対応が事業戦略に組み込まれると考えられます。

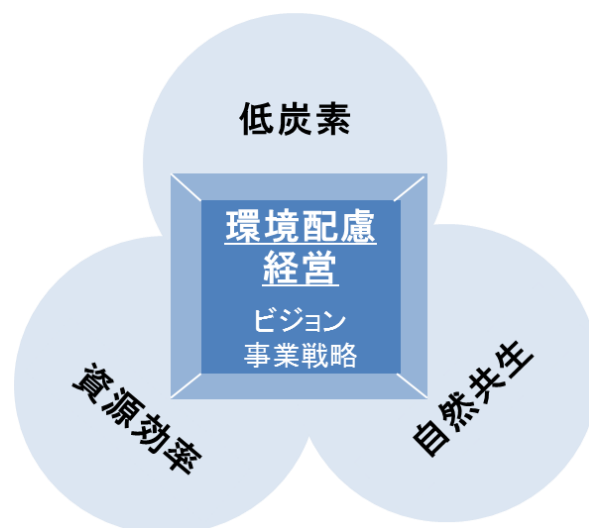
その場合には、環境報告において、全社的な環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために、事業戦略に影響する重要な環境課題、リスクと事業機会の内容と事業活動への影響、及びそれらへの戦略的対応の状況を説明する必要があります。

また、環境に関連する法規制等の導入や関連市場の拡大など、企業の事業活動にリスクと機会をもたらす要因は様々であるため、戦略的対応の状況を背景情報と関連付けて説明することが求められます。

なお、重要な課題の特定の際には、以下の事項を総合的に勘案する必要があると考えられるため、勘案した内容が分かるように記載することが望まれます。

- ✓ 財務的影響（収益獲得機会とリスク）及びその想定期間
- ✓ 法規制等による影響及び政策と方向性
- ✓ 同業種における共有課題や同業他社の対応状況
- ✓ ステークホルダーからの要請や社会的な関心
- ✓ 自然災害・事故などによる物理的影響

図 9 環境配慮経営と環境課題との関係イメージ



2. 組織体制及びガバナンスの状況

【重要視点3】

環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略、環境配慮の計画等を適切に実行するために、経営責任者が構築した組織体制及びそのガバナンスの状況について、記載します。

(1) 環境配慮経営の組織体制等

事業活動に伴って発生する環境への影響等の正確かつ網羅的な把握や、それらを適切に削減・管理するための組織体制等について、記載します。

具体的には、環境配慮経営を実行するために設置された体制、責任と権限、全社的な位置付け等との関連等について、環境マネジメントシステムの構築状況と併せて記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 環境配慮経営を実行するための組織体制

- ・ 委員会等の役割
- ・ 最高責任者
- ・ 責任と権限の状況（承認手続き、社内規程の遵守、監視体制など）

イ. 全社的な経営組織における位置付け

ウ. 環境マネジメントシステム（EMS）の構築及び運用状況

エ. 環境報告の信頼性に係る内部統制（情報チェックの社内体制など）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

➤ 全社的なガバナンスとの関連や位置付け

➤ 重要な課題の特定プロセス（変更した場合、その内容や背景）

➤ 委員会等に報告された重要な内容や対応の状況（発覚した問題への対応など）

➤ その他、関連する情報・指標

- ・ 事業展開、製品開発や投資等への環境的側面に関する評価の組み入れ
- ・ 業績評価や人事評価制度との関連
- ・ 環境配慮に関する人材育成制度（社内表彰、キャリアアップ制度など）
- ・ 第三者による組織体制等に関する意見等

➤ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況（第7章参照）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 環境配慮経営の実行のための組織体制について、全社的な経営組織における位置付けや対象範囲が分かるように記載することが必要です。また、図等を用いて、組織体制の概要が分かることが望まれます。
- (ii) 環境マネジメントシステム（EMS）の構築及び運用状況については、EMSの組織体制、ISO 14001 やエコアクション 21 等の認証取得状況（範囲やその割合等）、環境保全に関する従業員教育及び環境監査*の状況などを、環境配慮経営に関する組織体制と関連付けて記載します。
- (iii) 環境保全に関する従業員教育は、訓練の体系と実施の枠組、実施状況（研修実施回数、教育等を受けた従業員の数、割合等）を記載します。
- (iv) 環境監査の状況は、環境マネジメントシステムの監査の基準、実施状況（内部監査・外部審査の回数）、監査結果及びその対応方法等を記載します。
- (v) 環境配慮経営に関わる組織体制等と全社的なガバナンスとの関連を説明することも望まれます。環境情報の信頼性に係る社内体制には、チェックリスト等による自己評価の実施、EMS等の内部監査の徹底、監査役などによる社内監査制度等の活用などの手続きの内容と実施状況を記載します。
- (vi) 第三者から意見・審査等を受けている場合で、第三者による組織体制等に関する意見等について、意見等の概要（対象となった事業所、指摘・改善事項等）、今後の対応などを記載することも有用です。

解説

環境配慮経営がどのような範囲で、どのような体制や仕組みで行われているかの全体像が分かるように説明する必要があります。そのため、環境マネジメントシステム（EMS）の構築範囲に限らず、より広範に環境への影響や関連する経済・社会に係る影響が正確かつ網羅的に把握され、かつそれらに対する環境配慮等の取組方針が適切に実行されていることが示されるように、環境配慮経営に関する組織体制及びガバナンス状況を記載する必要があります。

ただし、事業者が自らの環境パフォーマンスを向上させていくためには、その基盤とも言うべきEMSを適切に構築し運用しなければなりません。そのため、環境マネジメントシステムの構築・運用状況を、それぞれの事業者の形態や規模等の特性に応じて具体的に記載することが必要です。また、今後のEMSの導入・構築の拡張計画や検討状況は報告範囲や環境負荷データの収集範囲とも関係するため記載することが望まれます。

さらに、組織体制に関して発覚した問題や課題が経営に与える影響を判断するためにも、その旨や対応方針を記載する必要があります。その他、経営層による環境マネジメントレビューの内容と対応、組織統制及びガバナンスの運用状況や内部・外部監査結果等の有効性の評価と改善の状況等を記載することも有用です。

参考

環境報告を実施する過程では、環境報告の内容をより良いものとし、「信頼性」を高めるための努力が求められます。そのためには、まず、事業者自らが報告書の内容について評価するとともに、報告書の基礎となる情報を正確なものとするよう努力が必要です。環境配慮経営の組織体制等には、このような環境情報の社内におけるチェック体制など、環境報告の信頼性に係る内部統制が含まれます。

事業者自らが実施する信頼性を向上させる方策の例は、次の通りです。

① 自己評価の実施

自己評価は、環境報告書の信頼性についてチェックリストを用いつつ事業者自身がレビューするもので、自己評価を行った場合にその手法・過程・結果等を公表するものです。

環境省では、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き（試行版）」を作成していますので、この手引きが活用されることを期待します。

（参考）「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き（試行版）」：

http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html

② 内部管理の徹底

これは、事業者内部の環境マネジメントシステム（ISO 14001やエコアクション21等）を徹底し、内部監査等を厳格に行う取組であり、事業者自身が情報の比較可能性や信頼性を確認するものです。内部監査を実施する過程で、環境報告書で公表する数値データの把握・集計・評価・公表の仕方や、外部コミュニケーションにおける環境報告書の活用状況及びステークホルダーとのコミュニケーションの状況についても確認することが期待されます。

③ 内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開

これは、事業者自身が、その内部監査の基準や環境報告書作成の基準等を公開する取組であり、特に環境報告書の作成の基準が明らかにされれば、外部の第三者がそれに基づいてレビューを行うことも可能となります。

④ 社内監査制度等の活用

これは、社内で環境報告書を作成した部門以外の社内組織等、例えば役員や監査担当部署、監査役や社外取締役等が客観的な視点をもって、環境報告書を検証するものです。

なお、事業者以外の第三者が実施する信頼性を向上させる方策については、「環境情報の第三者審査等」（p.122）に記載しています。

(2) 環境リスクマネジメント体制

自然災害・事故等の緊急事態への対応を含め、環境に関するリスクに焦点を当てて構築したリスク管理体制（環境リスクマネジメント）について、記載します。

なお、「環境配慮経営の組織体制等（p.64）」に含めて記載することも可能です。

① 記載する情報・指標

- ア. 環境リスクマネジメント体制の整備及び運用状況（組織の役割、責任と権限、位置付けなど）
- イ. 想定される環境に関するリスク（自然災害・事故等の緊急事態を含む）の内容と対応状況（防止・予防策、訓練等）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 委員会等に報告された重要な内容や管理結果の状況
- 想定される環境に関する重要なリスク（重大事故等）の発生する程度や経営への潜在的な影響
- 環境に関連する事業継続マネジメント（BCM）の構築及び運用状況
- 環境関連の訴訟を行っている又は受けている場合は、その内容及び対応状況

【記載にあたっての留意点】

- (i) 環境リスクマネジメント体制の整備状況について、環境配慮経営に関する組織体制における位置付けや対象範囲が分かるように記載することが必要です。
- (ii) 環境に関する重要なリスクが想定される場合には、発生する程度及び環境や経営への潜在的な影響について、自然災害等の過去の発生状況、有識者等による発生予測、過去の被害影響等を参考に記載します。
- (iii) 事業継続マネジメント（BCM）を構築している場合には、その組織体制、規格等の認証取得状況、事業継続計画（BCP）の整備及び改善状況、従業員教育及び監査の状況などを、環境リスク管理と関連させて記載します。

解説

想定される環境に関する重要なリスクは、発生の可能性や発生した場合の環境への大きさ、あるいは経営への影響の大きさにより判断します。重大なリスクが発生した場合の経営に与える影響等によっては、重要な情報に該当する可能性があります。

また、環境リスクには、通常想定されている環境事故のみならず、自然災害などに有害物質等が外部に流出した際に地域社会に与える影響やこれに起因して想定される経営への潜在的な影響に関しても、利用者の誤解が生じないよう配慮しつつ、地域住民及び投資家等のステークホルダーなどに対して、情報提供していく必要があります。

さらに、事業継続性に関する課題には、資源・エネルギー調達制約や取引先・製造委託先での被害や事故の影響などが含まれるように、環境に関連する事項もあります。そのため、事業継続マネジメント（BCM）の体制を構築している場合には、BCMにおける予防、対応、改善等の状況について、環境リスクマネジメントと絡めて言及することが期待されます。

(3) 環境に関する規制等の遵守状況

環境リスクマネジメントに関連して、環境に関する規制等の遵守状況について、環境法規制の遵守状況、環境に関するその他義務等の履行状況を記載します。なお、違反、罰金、事故、苦情等があれば、経営への影響も含めてその状況、並びにそれらへの対応・改善状況についても記載します。

なお、「環境リスクマネジメント体制 (p.67)」に含めて記載することも可能です。

① 記載する情報・指標

ア. 事業活動との関係が強い重要な法規制等（その他の義務等を含む）を遵守していることの確認方法とその結果

- ・ 法規制等の改正等の把握方法及び対象範囲
- ・ 定期又は不定期の内部チェック体制の内容
- ・ 組織における遵守指針等

イ. 重要な法規制等の違反の有無（少なくとも過去3年以内の違反について）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 環境に関する法規制等の違反に伴う環境への影響
- 事業・地域の別、基準となる値などの重要な改正点
- 環境法規制等（その他の義務等を含む）に関する財務影響
- 環境に関する罰金、過料等の金額及び件数
- 環境法規制値や協定値を上回る自主基準値等を設定している場合は、その内容等
- 環境ラベル*、環境広告、製品環境情報等における違反表示、誤表示等
- 環境に関する苦情やステークホルダーからの要求等の内容（騒音及び振動、悪臭等に対する苦情等の状況を含む）及び件数
- 上記のような法令や協定違反、事故、事件、苦情等があった場合、それらへの具体的な対応状況・改善方策等（経営レベルを含む）

【記載にあたっての留意点】

- 環境に関する法規制等には、環境に関する法律上の義務以外にも、取引先などとの契約により生じる法律上の義務、過去の判例や行政通達等による不可避的な義務、業界団体に所属することによる義務、自主的に宣言した約束や社会的に遵守が求められる事項が含まれます。
- 重要な法規制等の違反の有無には、少なくとも過去3年以内の重要な法規制違反、基準超過等につき規制当局から指導、勧告、命令、処分を受けた場合には、その内容、改善の現状、再発防止に向けた取組の状況、そうした事項がない場合には、それを確認する方策や仕組みとともにその旨などを記載します。
- 環境法規制等に関する財務的影響については、財務諸表への計上の有無や関連に関しても触れることが有用です。

解説

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行い、社会の信頼を勝ち得ていくためには、環境コミュニケーション等を積極的に行っていくと同時に、環境に関する法令、条例、協定等の規制や約束事項を遵守し、また、自社に不利な情報も含めて、その情報を適切に開示していく必要があります。特に、さまざまな法令等の遵守状況や、違反や事故（推定環境負荷量を含む）、苦情等の情報は環境報告として環境報告書に記載すべき重要な情報であり、社会からの信頼を得ていくためにも必要です。

また、特有の法的規制、取引慣行、経営方針及び重要な訴訟事件等の発生等、ステークホルダーの判断や見解に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、具体的にわかりやすく、中立的な記述を行うことが必要です。そのような事実がない場合には、その旨を記載しますが、単に事実がないというだけではなく、それを確認する組織的な方策や仕組みとともに記載することが望まれます。

さらに、上記のような法令や協定違反、事故、事件、苦情等が実際にあった場合、それらへの具体的な対応状況・改善方策等（経営レベルを含む）を記載することが望まれます。

なお、環境ラベルの使用においては、消費者に誤認を与えない正確な環境ラベルの定義について表示を行うことが重要です。

参考

実務上の留意点として、環境計量証明事業者に測定を依頼し、規制値オーバーとなった場合、通常再測定を依頼します。その結果、規制値内となった場合、1度目の計量証明書の発行を依頼しない事例があります。環境計量証明事業者が、合理的であると認めない限り、計量証明書の発行を受け、監督官庁への連絡等規制値違反としての対応が必要です。なお、環境に関する規制を遵守するために、今後は公害防止等に係る測定実施や測定結果あるいは計量証明書の管理に関し、内部統制や内部監査の体制が整備され、適正に運用されることが望まれます。なお、大気連続測定においてやむを得ず生ずる高濃度の排出データの取り扱い方法等については、平成22年10月18日環境省発令の「連続測定における測定結果の取り扱いの明確化について」を参照ください。

3. ステークホルダーへの対応の状況

【重要視点4】

事業者を取り巻くステークホルダーからの要請や期待等への対応状況について、記載します。ステークホルダーへの対応は、環境への影響等の把握、重要な課題の特定、組織体制等の構築など様々な面において有効であり、事業活動の中での日常的なステークホルダーとのやりとり等を通じて実施されます。

また、環境に関する社会貢献活動等（国・地方公共団体等との連携含む）に関して、考え方や実施状況等についても、併せて記載します。

(1) ステークホルダーへの対応

ステークホルダーへの対応方針、ステークホルダーの対応チャンネル毎の要請や期待、及びそれらの要請等に対する事業活動や意思決定への反映などの状況に関して、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. ステークホルダーへの対応に関する方針、計画、取組状況、実績等

- ・ ステークホルダーへの対応に関する方針
- ・ 主要なステークホルダーの対応チャンネル（種別、対応手法、頻度など）
- ・ ステークホルダーからの要請や期待
- ・ 要請等に対する対応と今後の計画（事業活動や意思決定への反映など）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 重要な課題、事業上の機会やリスクの把握、組織体制等の不備発見・改善などとの関連

【記載にあたっての留意点】

- ステークホルダーへの対応を、ステークホルダーの種別ごとに、対応の手法や頻度、ステークホルダーからの要請や期待、事業者がそこから認識した機会やリスク、重要な課題として環境配慮経営において対応した事項などを記載することが必要です。
- 主要なステークホルダーの対応チャンネルには、情報伝達、顧客の相談窓口制度、従業員満足度調査、サプライヤーとの意見交換会、ダイアログ、NGO/NPOとのパートナーシップ等のように、諮問や相談、対話、協働といった様々な関与形態等を記載します。

解説

ステークホルダーへの対応は、経営を社会動向に適応させて行く上で不可欠なプロセスであり、主として事業活動の中において、日常的にステークホルダーとのやりとりを通じて実施されます。事業者は、このステークホルダーのことをよく理解し、事業活動や意思決定に反映させて、ステークホルダーのニーズに適切に対応していることを示すことが重要です。

(2) 環境に関する社会貢献活動等

環境配慮経営の一環として実施した事業者が自ら実施又は従業員がボランティアに実施する社会貢献活動や国・地方公共団体等の行政機関や業界団体との連携の状況について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 環境に関する社会貢献活動等の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等

- ・ 取組方針（基礎となる考え、資金配分方針など）
- ・ 参加を促す仕組み（有給ボランティア、人事評価制度など）
- ・ 活動内容（参加人数、資金拠出額、NPO等との協力・連携など）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 参画した検討委員会やイニシアティブ等
- 行政機関が実施する助成制度等の活用
- 自主行動計画等への参加や業界目標達成への貢献
- その他、社会貢献活動に関連する情報・指標

- ・ 従業員の家族等による環境保全及び社会貢献活動の促進の仕組み
- ・ 環境保全を進めるNPO、業界団体への支援状況、支援額、物資援助額等
- ・ 地域社会に提供された環境教育プログラムの状況
- ・ 地域社会と協力して実施した環境・社会的活動の状況

【記載にあたっての留意点】

- (i) 環境に関する社会貢献活動等の状況は、事業者の業種や規模、あるいはそれぞれの考え方等により異なると考えられますが、国・地方公共団体等との連携を含め、各事業者の特性に応じた状況を具体的に記載することが望まれます。

解説

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行うと同時に、他のさまざまなセクターと協働し、パートナーシップを築きながら、持続可能な循環型社会の構築に取り組んでいくことが望まれます。その具体的な活動の一つとして、国・地方公共団体や業界団体との連携、事業者や従業員が自ら行う社会貢献活動、環境NPOへの支援等での取組等があり、このような行政機関との連携や社会貢献活動を積極的、自主的に行っていくことが、環境問題の解決には必要不可欠です。

4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況

【重要視点5】

バリューチェーン全体（事業エリア外）における環境配慮等の取組状況について、購入・調達、生産・販売・業務提供、研究開発、輸送、開発・投資等、廃棄物処理などの活動別等により、記載します。

また、バリューチェーンにおける環境への影響等を勘案し、重要な環境課題を特定している場合には、第5章1. (2) 「重要な課題、ビジョン及び事業戦略等」(p.62) に含めて、記載します。

(1) バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等

原料の調達から廃棄に至るバリューチェーン全体において、そこに関連する外部の事業者・個人等の活動に伴い発生する環境負荷の低減対策等について、記載します。

具体的には、バリューチェーンに関わる重要な課題、取組方針、戦略的対応の状況等を記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. バリューチェーンにおける重要な課題、取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等
- イ. その他、関連して記載する事項

- ・ 川下・川上における他者の事業活動に伴う環境負荷の概要
- ・ 事業機会・リスクの内容や事業活動への影響
- ・ 規制動向等の背景情報

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 第5章1. (2) 「重要な課題、ビジョン及び事業戦略等」の「②重要性がある場合に記載する情報・指標」(p.62 参照)に記載した事項
- 他者の活動に起因する環境負荷の発生状況

- ・ 購入・調達、生産・販売・業務提供、研究開発、輸送、開発・投資等、廃棄物処理における環境負荷の発生状況
- ・ 上記の数値情報に関する補足情報

- その他、関連する情報・指標

- ・ 事業継続マネジメント(BCM)の活動状況
- ・ 環境負荷間のトレードオフ回避に関わる取組

【記載にあたっての留意点】

- (i) バリューチェーンにおける他者の活動に伴う気候変動、水、エネルギー、食料安全、土地利用、化学物質、生物多様性の損失などの環境配慮等の取組みに関して、記載します。事業者の形態や規模等により、それぞれの特性に応じた状況を具体的に記載することが望まれます。
- (ii) バリューチェーンに関する事項は、他の関連する記載項目に含めて記載することも可能です。
- (iii) 『第5章 1. (2) 「重要な課題、ビジョン及び事業戦略等」の「②重要性がある場合に記載する情報・指標」』の記載にあたっての留意点は、該当箇所 (p.62) の【記載にあたっての留意点】をご参照ください。
- (iv) 個別の環境課題に関する環境負荷の発生状況は、第6章に記載した情報・指標に併記することも可能です。
- (v) 数値情報に関する補足情報は、「数値情報に関する補足情報」 (p.57) を参考に記載します。
- (vi) バリューチェーン関連の数値情報は、事業活動における情報・指標 (第6章の数値情報) と混同しないよう、明確に区分して記載することが必要です。例えば、温室効果ガスの排出活動源別の排出量の内訳については、下記活動範囲 (スコープ) 別に記載することが考えられます。
 - ✓ スコープ1-直接排出 (ガス等事業エリア内での排出)
 - ✓ スコープ2-間接排出 (購入電力等による排出)
 - ✓ スコープ3-その他の排出 (調達、輸送、使用、廃棄等事業エリア外で排出)・・・バリューチェーン関連情報

解説

事業活動における環境配慮の取組は、自らの直接的な事業活動の範囲だけにとどまるものではなく、自然資源の利用、原材料の調達、部品・部材の調達、製品等の購入、輸送、流通、使用、廃棄物処理・リサイクル等、さまざまな取引先、自治体や個人の活動をも視野に入れる必要があります。事業者には、このように幅広く事業に関わる取引先や個人と協働して、バリューチェーンのグリーン化を推進していくことが求められています。

今後、責任範囲の拡大と環境への影響等の増大により、バリューチェーンにおける環境配慮等の取組が、事業上の機会やリスクと密接に関係していく可能性があります。現在、先進的な環境配慮経営を実践している事業者を中心に、取引契約やグリーン調達等により、取引先との環境情報の収集・伝達体制やEMS等の管理体制の構築への要請・要望等が広がってきています。これらの取組は、二次、三次の取引先といった更なる川上の取引先にも広がっていく傾向にあることが判明しています。

また、安全かつ安心な生活環境を保全する観点から、化学物質や有害物質等の国際的な法規制・枠組みの強化が続き、製品等への健康被害が危惧される物質等の含有を排除するための取引先における体制 (仕組み) を、厳格に評価して取引をする必要性が、ますます高まっていくと予想されます。さらに、自然災害や重大事故時においても安定した供給体制を維持し、事業活動への影響を最小にするために、事業継続マネジメント (BCM) などを通じた取引先を含んだ管理体制の構築の必要性も増しています。

そのため、事業を行うにあたっては、このような納入先等における経営の動向や方針を的確に踏まえて、積極的にバリューチェーンマネジメント (VCM) に参画したり、自らの

取引先にVCMを展開していくことで、取引関係を強固し、事業の継続性を高めていくことが重要です。

ただし、VCMを推進する上で課題も多くあり、とくに規模の小さな事業者にとっては、グリーン調達等の基準を策定して実施していくことも困難な場合があります。また、サービス業において、環境との関連を見だしづらいこともあります。そのような際には、行政機関や所属する業界団体等と協調した取組やISO 14001及びエコアクション21等の認証登録制度をVCMにおいて活用していくことも有効な方策であると考えられます。

最近では、海外からの素材・部品等の調達あるいは海外現地での操業を背景として、環境だけでなくフェアトレード*や紛争鉱物*など貧困・人権問題に関する項目を取り入れたCSR調達、ISO 26000等、社会面への視点も広がってきており、社会性からもVCMを考えていくことが期待されています。

参考

環境への影響等から、重要な課題は特定されます。重要な課題を網羅的に把握するためには、資源・エネルギーの利用と環境負荷の発生状況を活動別に大まかに把握しておくことが有効と考えられます。

例えば、以下のような数値等の一覧により、管理していくことも有用と思われます。

活動	主な組織	地域	資源・エネルギーの利用	資源循環	生産物・環境負荷の発生	生物多様性の保全等	備考
原料・開発	外部						
原料輸送	子会社						
素材加工	子会社※						
製造	自社※						
製品輸送	自社※						
使用	顧客						
廃棄	委託先※						

大まかな数値情報
により重点管理

※EMSの要請範囲

(注) 備考には、背景情報、機会・リスクなどを記載。

(2) グリーン購入・調達

原料等の発掘から事業活動エリア内において使用されるまでの購入・調達における環境配慮の状況（グリーン調達等）や環境負荷低減への貢献等について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 調達・購入における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等（グリーン購入・調達／CSR調達基準など）
- ・ 環境負荷低減に資する製品・サービス等の購入・調達量、額、品目数
- ・ 環境配慮した購入・調達量の全体に対する割合（金額、取引先数など）

イ. 調達先に対して、更に川上へ環境配慮を要請している場合、その内容

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 川上から川下への化学物質有害性情報や原材料採取の場所、採取時の環境配慮等の環境情報の伝達方針及び取組状況
- 購入・調達先に対する環境配慮に関する要請・協働取組の状況
- 環境に配慮した購入・調達を通じて削減できた環境負荷（貢献量）やその効果

解説

環境への負荷を極力少なくし、資源・エネルギーの循環的利用、生物多様性保全及びその持続可能な利用を促進していくためには、自らの事業エリア内における取組のみならず、原材料・部品・製品・サービスの購入先、いわゆる事業エリアの上流側での取組を積極的に働きかけていくことが必要であり、そのための重要な手法として、環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入（グリーン購入・調達）があります。

また、グリーン購入・調達において環境マネジメントシステム（ISO 14001、EA21等）やエネルギーマネジメントシステム（ISO 50001）の認証取得状況を含めて、取引先の環境配慮経営の状況の評価したり、協働で環境配慮等の取組をしたりして、事業の機会やリスクに共に対応することがバリューチェーンマネジメントを広げていくためには有効です。

なお、業種、事業規模等によって購入・調達する製品・サービス等は千差万別であるため、それぞれの製品・サービス等の特性に応じたグリーン購入・調達の状況（グリーン購入の購入全体に占める割合を含む）を具体的に記載することが望まれます。

例えば、以下のような事例が考えられます。

- ✓ 再生材や生物多様性及びその持続可能な利用に配慮した原材料や製品（例えば、森林認証*材、漁業認証など自然資源に関する認証を受けた原材料等）
- ✓ 省エネルギー性能等、環境性能の高い機器、設備、車両等
- ✓ 合法性の確認がとれた資源を使用した製品
- ✓ 環境に配慮した設備運営、製品使用等で提供されるサービス（環境配慮型ホテルで提供される宿泊サービス、環境配慮型のイベント運営 等）

(3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等

生産・販売など業務提供における環境負荷低減に資する製品・サービス（無形の機能・役務を含む）等の状況、環境に配慮した販売・営業方法やビジネスモデル等を記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 製品・サービス等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等（エコ製品の基準など）
- ・ 環境負荷低減に資する製品・サービス等を提供した量、品目数
- ・ 環境に配慮した製品・サービス等の全体に対する割合（金額、提供数など）
- ・ 環境に配慮した販売・営業方法の工夫、ビジネスモデル等

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 新たに立ち上げた環境ビジネス、上市した環境配慮製品・サービス等
- 製品・サービス等の使用に伴う環境負荷の排出総量（当年度出荷製品全体の推計及び主要製品の排出係数など）
- 環境負荷低減に資する製品・サービス等（環境ラベル認定等製品等）による環境保全効果*
- 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況
 - ・ 省エネルギー基準適合製品*の数
 - ・ 各種リサイクル法等に基づく再商品化、解体、リサイクル、再使用*又は省資源等の状況
- LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いた主要製品毎の環境負荷や環境性能（エネルギー消費効率など）の状況

(注) 廃棄物処理／リサイクルについては、p.83にも記載していますので、ご参照ください。

【記載にあたっての留意点】

- (i) それぞれの特性に応じた取組状況を総製品生産量又は総商品販売量等に対する割合や、それによる環境保全効果（推計を含む）の概要等を具体的に記載することが望まれます。
- (ii) 銀行、証券、保険等の金融機関、流通・小売業、運送業、商社等においては、直接的な生産活動を行っていない場合が多いことから、自らのサービスに係る環境配慮の取組について、その業種特性に応じた記述の工夫が求められます。
- (iii) 環境ラベル認定等製品については、環境ラベルのタイプ・種類を明確にし、該当する製品の重量又は個数、面積、容積等で把握します。
- (iv) 遺伝資源を取得・利用する事業者は、名古屋議定書を踏まえた対応について記載することが望まれます。

解説

事業者が自ら生産・販売する製品・サービス等に伴う環境負荷を削減していくことは、事業者にとって最も重要な使命の一つであり、持続可能な環境保全型社会、循環型社会を構築していく上で必要不可欠な取組であると言えます。

事業活動における環境配慮の取組を行っていくためには、環境に配慮した生産方法や工法、環境に配慮した販売、営業方法の工夫、さらには環境配慮型のビジネスモデルの開発等に積極的に取り組んでいくことが必要です。これらの取組は、将来の環境パフォーマンスの向上、さらには自社のエコビジネスの進展等につながっていくと考えられます。

さらに、事業者自身の環境配慮経営、特にエコビジネスの推進という観点からも、製品・サービス等の環境負荷低減は必須の取組であると言えます。事業者が生産・販売・業務提供する環境負荷低減に資する製品・サービス等の種類は業種業態により様々なものが考えられますが、サービスについては、例えば以下のものがあります。

- ✓ 環境に配慮した輸送サービス
- ✓ 教育研究機関における環境教育、環境研究
- ✓ 静脈物流・流通サービス（廃棄物の輸送等）
- ✓ 金融関連機関における環境関連金融サービス
（環境保全事業融資・信託、環境格付融資、エコファンド、環境賠償責任保険等）
- ✓ サービサイジング*の取組
- ✓ 小売業等における環境に配慮した販売（エコ商品、包装削減対策等）
- ✓ 旅行業・ホテル業等におけるエコツーリズム*、エコホテルの取組の状況等
- ✓ 省エネルギー診断などの各種評価・コンサルティングサービス
- ✓ 環境保全型の公共事業サービス

(4) 環境関連の新技术・研究開発

新たに開発した環境技術（製品技術、特許等）や環境負荷低減に貢献する研究開発（生産技術、工法、特許、基礎・応用研究等）の状況、製品・サービスの環境適合設計*（DfE：Design for Environment）等の状況を記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 環境関連の新技术・研究開発の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等
- ・ 新たに開発した環境技術（特許含む）
- ・ 環境負荷低減に貢献する研究開発の状況（DfE手法など）
- ・ 環境関連の新技术・研究開発の全体に対する割合（金額、件数など）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 研究開発の成果により達成すると推測される環境保全効果
- LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いた研究開発の状況

解説

グリーン・イノベーションを創出するには、事業者の研究開発段階から環境面を織り込んで、環境負荷低減に資する製品等の新技术を開発していくことが重要です。市場の環境志向が強まっていく際において、環境関連の新技术の開発は、将来の収益獲得の源泉になり得るといえます。

環境配慮型の製品等の開発・設計には、環境適合設計（DfE）手法など、各事業者の特性にあった開発手法を実施しています。それらの取り組みの状況（方針や手法など）を環境報告に記載することにより、環境報告の利用者が事業者の将来方向性や市場への対応状況を理解することが可能となります。

非製造業である事業者にとっても、エコビジネスや環境に配慮した新たなサービスを研究・開発して、市場ニーズに対応していくことは、新たな事業機会を獲得することにつながります。それは、収益事業のみならず、教育機関や公共機関等であっても、より社会から望まれる形態により事業活動を営み、新たな価値の創出により、環境に良い社会作りに積極的に貢献していくことができます。

(5) 環境に配慮した輸送

原材料等を購入先から搬入するためや、製品・サービス、廃棄物等を搬出するための輸送又は旅客の輸送など、それら輸送に伴う環境負荷の状況（エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）や NO_x・PM の排出量など）及び環境負荷を低減するための環境配慮の取組について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 輸送における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等
- ・ 環境負荷低減に資する輸送を提供（利用）した量、品目数
- ・ 全体に対する環境に配慮した輸送の割合（金額、件数など）
- ・ 環境に配慮した輸送方法の工夫等

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 輸送に伴う環境負荷の排出総量
- 環境負荷低減に資する輸送による環境保全効果
- 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況
- 大都市圏における NO_x・PM 法の取組状況
- 輸送に伴う梱包材等の再利用量（率）と廃棄量
- 生物多様性の保全への配慮状況（外来種の移動防止措置など）

【記載にあたっての留意点】

- 環境に配慮した輸送としては、総輸送量と輸送に伴うエネルギー起源 CO₂ の排出量が主要な指標となります。総輸送量は、自社輸送及び製品・サービスに伴う外注分（委託等）の輸送について、その輸送手段ごと（自動車、船舶、鉄道、航空機等）に合算し、トンキロ（t×km）又は人キロ（人×km）単位で記載します。
- 輸送に伴うエネルギー起源 CO₂ の排出量は、「地球温暖化対策推進法施行令」の規定に基づき、燃料の使用量を把握し、排出係数を用いて算定し、t-CO₂ 単位で記載します。
- 事業者の製品・サービスに伴う輸送の外注分（委託分）については、その正確な把握、算定が困難ですが、可能な限りこれを把握することが望まれます。ただし、把握が難しい場合は、主要な製品についてのみ算定する、一定のシミュレーションモデル等により推計すること等もできますが、その根拠を明示する必要があります。
- 原材料、燃料等の購入に伴う輸送については、専用又はチャーター等の輸送手段により、また、他の一般貨物等と混載されないで納入される場合は、これを別途記載することが望まれます。さらに、自社輸送と外注分の別、輸送手段毎の内訳等を公表することが望まれます。

- (v) 共同輸配送や帰り荷確保等による輸送効率（単位：％）、すなわち
[輸送トンキロ（t×km）] / [能力トンキロ（t×km）] 又は
[輸送人キロ（人×km）] / [能力人キロ（人×km）]
の向上も、CO₂や大気汚染物質の排出削減に資するものであり、併せて把握・公表
することが望まれます。
- (vi) 参考資料 5. 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

解説

環境配慮経営においては、生産や使用段階のみならず、原料や製品等の輸送による環境負荷にも配慮することが必要です。輸送に関する環境配慮の技術・手法も、近年においては様々な方法が開発されています。自動車、飛行機、電車など様々な輸送の選定において環境配慮の方針を踏まえて、環境負荷を低減していく手段を選択することが望まれます。

自動車輸送に伴うCO₂及び大気汚染物質（NO_x・PM）の排出を削減していくためには、鉄道・船舶輸送への切り替え等のモーダルシフトの推進や、集配拠点の再編、渋滞等を勘案した輸送効率の高いルートを選択、共同輸配送や帰り荷確保等の輸送効率の向上とともに、輸送量そのものを極力削減していくことが必要です。

事業者の責務として温室効果ガスやNO_x・PMの排出あるいは輸送用梱包材等の廃棄物発生を抑制・低減するべく努力しなければなりません。また、省エネ法では、一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者、荷主に省エネルギー計画策定とエネルギー使用量報告が義務付けられました。輸送活動に携わるそれぞれの主体に、エネルギー資源の有効利用を図るとともに、輸送に伴うエネルギー起源CO₂の発生をより一層抑制することが求められています。

海上輸送においては、バラスト水の中に混入した貝や藻類等の海洋生物や病原体が他の海域に運ばれ、移動先の生態系に影響を与えることがあります。そのため、外来種の移動を防止するための措置を講じるなどして、生物多様性の保全に配慮することが必要です。

(6) 環境に配慮した資源・不動産開発／投資等

資源・不動産開発における環境負荷低減に配慮した開発の状況、環境に配慮した開発方法や環境影響評価手法等を記載します。

また、投資等（事業投資、融資、年金資産運用など）における環境配慮の状況を記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 資源・不動産開発における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等
- ・ 環境負荷低減に資する開発を施工・実施した量、案件数
- ・ 全体に対する環境に配慮した開発の割合（金額、件数など）
- ・ 環境に配慮した開発方法、環境影響評価の実績等

イ. 投資等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等
- ・ 環境負荷低減に資する投資等の金額、案件数
- ・ 全体に対する環境に配慮した投資等の割合（金額、件数など）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 開発・投資等に伴う環境への影響総量（当年度施工・資金拠出全体の排出量推計及び主要案件の排出係数など）
- 環境負荷低減に資する開発・投資等による環境保全効果
- 環境格付手法や環境影響評価手法の概要
- 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況
- 同意する（遵守する）原則・指針等（赤道原則、責任投資原則（PRI）、21世紀金融行動原則等）

(注) 事業者の業種特性等によっては、「(2) 購入・調達における環境配慮」、「(3) 製品・サービス等／研究開発における環境配慮」にも該当します。

【記載にあたっての留意点】

- (i) それぞれの特性に応じた取組状況を総開発・投資等に対する割合や、それによる環境保全効果(推計を含む)の概要等を具体的に記載することが望まれます。

解説

環境配慮促進法（第4条）では、全ての事業者に対して投資その他の行為をするにあたっては、環境情報を勘案して行うように努めることを定めています。環境配慮型の製品・サービス等への設備投資や研究開発投資だけでなく、事業者が使用する不動産や資源開発に絡む投資や金融取引等への環境配慮も含まれます。

資源開発や不動産開発等の大規模なプロジェクトは、開発期間における直接的な環境負荷が大きくなったり、また開発した後において施工された物件が長期に渡って環境負荷を発生させる可能性があります。それゆえ、開発に伴う環境影響評価を適切に実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した取組が重要です。

同様に、金融市場においても、環境配慮が評価されることが期待されます。一部の銀行等の金融機関では、環境負荷の低減に資する事業への融資額及びその事業を通して排出される温室効果ガスの低減効果量を公表する動きがあります。

また、年金基金等は国内外において資本市場の大きな部分を占める機関投資家として中長期的な投資・融資を行っていることから、環境に配慮した投資・融資を行うことが強く期待されます。さらに、金融機関以外の事業者についても、その保有する資金の運用にあたっては環境に配慮して行動することが望まれます。

(7) 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル

製品等の廃棄段階における環境配慮及びリサイクルの状況について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 廃棄物処理／リサイクルにおける環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等
- ・ 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクルを実施した量、品目数
- ・ 全体に対する環境に配慮した廃棄物処理／リサイクルの割合（金額、件数など）
- ・ 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル方法の工夫、ビジネスモデル等

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 製品等の廃棄に伴う環境負荷の排出総量
- 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクルによる環境保全効果
- 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況

- ・ 優良産廃処理業者認定制度による認定業者への委託状況
- ・ 各種リサイクル法等に基づく再商品化、解体、リサイクル、再使用又は省資源等の状況

【記載にあたっての留意点】

- (i) 容器包装リサイクル法の再商品化義務量は、対象となる容器包装の製造量及び利用量を集計します。

解説

自社製品等の最終的な廃棄段階まで、環境配慮を実施する必要があります。とくに、不法投棄等をして環境に悪影響を与えることがないように留意することが求められます。また、最終的な廃棄物の総量を減らすためにも、途中段階でのリサイクルは重要です。それらを原料として再利用できるように、原料の調達、設計段階などの上流の段階から考慮していくことが望まれます。さらに、日本製品等が廃棄段階において、海外に流出して不法に投棄されたり、地域環境に損害を与えることがないかも注意しておく必要があります。

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定による対象機器、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）等においては、自らが生産・販売した製品等のリサイクル等が求められており、いわゆる拡大生産者責任への対応が必要となってきました。

この他にも食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）などへの取組状況や該当するその他のリサイクル法に基づく取組の状況についても記載することが期待されます。